

損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定する。

1 件名

足柄上病院における腫瘍生検施行時の神経鞘腫の切除に係る損害賠償の額の決定について

2 損害賠償の額

500万円

3 事案の概要

令和5年2月に患者（男性:53歳）に対し、悪性リンパ腫などの除外目的で腫瘍生検を実施したが、切除した腫瘍はリンパ節ではなく、神経鞘腫であった。

当該患者は、神経鞘腫を切除した結果、大腿神経支配領域の運動神経と感覚神経に後遺障害を負った。

このことについて、足柄上病院に過失が認められることから、後遺障害慰謝料等の損害を賠償する。

なお、当該患者が令和6年4月に他院にて死亡（神経鞘腫の切除とは全く関係のない死因）したことから、法定相続人に損害を賠償する。また、賠償額の全額について病院賠償責任保険から補填される。